

京都市会計規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月29日

京都市長 松井孝治

京都市規則第 83 号

京都市会計規則の一部を改正する規則

京都市会計規則の一部を次のように改正する。

第4条第1項各号列記以外の部分中「及び上下水道局総務部契約会計課長の職にある出納員」を削り、同項に次の1号を加える。

(4) 口座振替又は口座振込の方法により出納員の名義の預金口座又は貯金口座へ払い込まれる徴収金の収納に関する事。

第4条第3項から第7項までを削る。

第5条に次の1号を加える。

(4) 口座振替又は口座振込の方法により区出納員の名義の預金口座又は貯金口座へ払い込まれる徴収金の収納に関する事。

第13条第2項中「、上下水道局」を削る。

第17条第4項中「（上下水道局総務部契約会計課長の職にある出納員にあつては、上下水道局長）」を削る。

第29条第1項各号列記以外の部分中「法」を「地方自治法（以下「法」という。）」に改め、同項第1号中「又は」を「、」に改め、「後期高齢者医療保険料納付書」の右に「又は京都市市営住宅条例施行規則第22条に規定する納入の通知書」を加える。

第36条の2の見出し中「の指定等」を「との契約に係る報告」に改め、同条中「指定納付受託者を指定し、又は」を削り、「締結しようとする」を「締結した」に改め、「その旨を」の右に「別に定めるところにより」を加え、「合議しなければ」を「報告しなければ」に改める。

第37条の次に次の1条を加える。

（出納員口座の開設に係る手続）

第37条の2 出納員又は区出納員は、第4条第1項第4号及び第5条第4号に規定する預金口座又は貯金口座（以下「出納員口座」という。）を開設しようとするときは、あらかじめ会計管理者に対し、別に定める申請書を提出し、その承認を受けなければならない。この場合において、区出納員が当該申請書を提出するときは、当該区の区

会計管理者を経由しなければならない。

2 出納員口座を開設した出納員又は区出納員は、当該出納員口座の通帳を適切に管理しなければならない。

第38条第1項ただし書中「京都市野外活動施設花背山の家条例に規定する使用料を領収した場合における当該使用料の収納機関への払込みの手續」を「次に掲げる収納金を収納機関に払い込む期日」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 複写機による複写に係る収納金（金銭投入装置により領収するものに限る。）
- (2) 公衆電話の使用に係る収納金
- (3) へき遠地において領収する収納金で別に定めるもの

第38条第2項を次のように改める。

2 出納員口座を開設した出納員及び区出納員は、出納員口座に収納金の払込みを受けたときは、速やかに払込書により収納機関に払い込まなければならない。

第43条第1項中「令第158条第1項」を「法第243条の2第1項」に、「若しくは」を「又は」に改め、「、令第158条の2第1項の規定により同項に規定する地方税の収納の事務の委託を受けた者又は国民健康保険法第80条の2の規定により国民健康保険の保険料（以下「国民健康保険料」という。）の収納の事務の委託を受けた者」を削り、同条第2項中「委託しようとする」を「委託した」に改め、「その旨を」の右に「別に定めるところにより」を加え、「合議しなければ」を「報告しなければ」に改め、同条に次の1項を加える。

3 法第243条の2の5第1項の規定に基づき市長が定めるものは、地方自治法施行規則第12条の2の20各号に掲げるもの以外のものとする。

第43条の2第1項第2号イ中「（本市以外の者が設置する端末機（同項に規定する本市以外の者が設置する端末機をいう。以下この条において同じ。）による申請に係るものに限る。）」を削り、同項第10号中「国民健康保険料」を「国民健康保険の保険料（以下「国民健康保険料」という。）」に改め、同条第4項ただし書中「同項第8号」を「同項第7号」に、「同項第13号」を「同項第12号」に、「同項第15号」を「同項第14号」に、「第16号」を「第15号」に改め、同条第5項第3号中「金銭投入装置」を「区役所及び区役所支所以外の場所に設置された金銭投入装置」に改め、「（本市以外の者が設置する端末機による申請に係るものに限る。）」を削り、同項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

第48条中「第165条の6第2項」を「第165条の5第2項」に改める。

第71条に次の2項を加える。

- 2 令第164条第5号に規定する規則で定めるものは、指定納付受託者による歳入の納付に係る手数料とし、この経費の支払のため繰り替えて使用することができる現金は、当該歳入に係る収入金とする。
- 3 歳入徴収者及び支出命令者が前項に規定する収入金を収納機関が繰替使用したことを確認したときは、第1項の規定を準用する。

第71条の3中「預金口座」の右に「又は貯金口座」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定により登録を受けることができる預金口座及び貯金口座の数の合計は、債権者1人当たり10までとする。

第73条第1項中「令第165条の3」を「法第243条の2第1項」に改め、同条第2項中「委託しようとする」を「委託した」に改め、「その旨を」の右に「別に定めるところにより」を加え、「合議しなければ」を「報告しなければ」に改め、同条第3項中「及び第61条」を削り、同条第4項を次のように改める。

- 4 京都市公金支払受託者は、支払に要する資金の額が確定した場合において、剰余金が生じたときは、直ちにその旨及び剰余金の額を文書により支出命令者に通知しなければならない。

第73条に次の2項を加える。

- 5 京都市公金支払受託者は、支払に要する資金の額の確定後速やかに、精算書を作成し、これに証拠書類（剰余金が生じた場合にあっては、証拠書類及び当該剰余金の返納に係る領収書又はその写し）を添えて、支出命令者に提出しなければならない。
- 6 支出命令者は、前項の規定により精算書の提出を受けたときは、これを精査したうえ、速やかにこれを会計管理者又はセンター出納員に送付しなければならない。

第78条第8項中「第165条の5」を「第165条の4」に改める。

第79条第8項前段中「第165条の6第1項」を「第165条の5第1項」に改める。

第106条第1項第4号及び第5号を削る。

第114条の次に次の1条を加える。

（京都市公金支払受託者の帳簿）

第114条の2 京都市公金支払受託者は、別に定める支払資金出納簿を備え、出納の状

況を明らかにしなければならない。

第132条中「第243条の2の2第1項後段」を「第243条の2の8第1項後段」に改める。

別表第2 1第21号を次のように改める。

(21) 総合企画局デジタル化戦略推進室情報管理課長

別表第2 1第30号を次のように改める。

(30) 文化市民局地域自治推進室戸籍・住基事務センター担当課長

別表第2 1中第34号を削り、第35号を第34号とし、第36号から第83号までを1号ずつ繰り上げる。

別表第2 1中第84号を削り、第85号を第83号とし、第86号から第94号までを2号ずつ繰り上げる。

別表第4中「第86号 伏見工業高等学校事務長」を「第86号 削除」に、「第132号 総合企画局情報化推進室情報管理課長」を「第132号 総合企画局デジタル化戦略推進室情報管理課長」に、「第142号 文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課長」を「第142号 削除」に、「第154号 文化市民局地域自治推進室郵送請求担当課長」を「第154号 文化市民局地域自治推進室戸籍・住基事務センター担当課長」に改める。

「
第2号様式備考以外の部分中

京都市指定金融機関	印
[京都市会計管理者]	[印]

 を
」

「

京都市指定金融機関
[京都市会計管理者]

 に改める。
」

「
第2号様式の2備考以外の部分中

京都市指定金融機関	印
[京都市会計管理者]	

 を
」

「

京都市指定金融機関 [京都市会計管理者]

」に改める。

第3号様式中「印」及び

銀行

を削る。

第3号様式の2中

京都市指定金融機関	印
-----------	---

を

「

京都市指定金融機関

」に改める。

第13号様式2備考1中「及び店舗」を「、敷金、店舗」に、「並びに」を「その他市長が別に定める費用及び」に改め、「ただし、付属施設として店舗を有する市営住宅及び仮設共同住宅以外の市営住宅の家賃については、収納科目の欄のうち現 仮設・店舗の欄を設けないものとする。」を削り、同備考2を同備考4とし、同備考1の次に次のように加える。

- 2 付属施設として店舗を有する市営住宅及び仮設共同住宅以外の市営住宅の家賃の収納に用いるものについては、収納科目の欄のうち、現 仮設・店舗の欄を設けないものとする。
- 3 敷金の収納に用いるものについては、住宅番号の欄のうち世帯番号の欄及びCの欄、収納科目の欄並びに該当年月の欄を設けないものとする。

第16号様式中

京都市収納代理金融機関 (金融機関名)	印
------------------------	---

を

「

京都市収納代理金融機関 (金融機関名)

に改める。
」

第17号様式備考以外の部分及び第23号様式備考以外の部分中「㊞」を削る。

「
第39号様式中

京都市指定金融機関	印
-----------	---

 を
」

「

京都市指定金融機関

に改める。
」

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の京都市会計規則（以下「改正前の規則」という。）第71条の3の規定により会計管理者による預金口座の登録を受けた数が10を超える者については、この規則による改正後の京都市会計規則（以下「改正後の規則」という。）第71条の3第2項の規定は、適用しない。この場合において、会計管理者により登録を受けることができる当該者の預金口座及び貯金口座の数の合計の上限は、この規則の施行の際現に改正前の規則第71条の3の規定により会計管理者による登録を受けている預金口座の数とする。

3 前項の適用を受ける者の預金口座及び貯金口座の数の合計が、この規則の施行の日以後に10以下となったときは、同項の規定にかかわらず、改正後の規則第71条の3第2項の規定を適用する。

(会計室)